

## 2 大田 勤 議員

- 1 原子力安全・保安院への北電の報告について
- 2 地域防災について
- 3 ゴミ最終処分場の用地について
- 4 地域公衆衛生施設・銭湯について



### 1 原子力安全・保安院への北電の報告について

東日本大震災は、死者15,434名、行方不明者7,742名、避難者12万名を越える未曾有の大災害を引き起こしました。

地震・津波・原子力災害と複合災害に、変動地形学の研究者など地震活動期に入った日本が原発推進でいいのかと何度も指摘をし、原発の危険を訴えてきた事が残念ながら現実になってしまいました。

この事故は原発の安全神話を崇拝し対策を怠ってきた人災です。電力会社が安全の根拠としていた5重の壁防護はまったく機能しませんでした。

6月1日開かれた、原特委で福島原発事故の後、プルサーマル推進の静岡県、島根県知事が「容認できない」「状況が変わった」と福島3号機の事故を県民の立場から受け止め再検討を表明していることから福島原発事故後の町長の認識を質すと「プルサーマル計画は平成21年に事前了解をした北電の申請行為。福島3号機原発事故でのMOX燃料の影響はわからない。MOX燃料での新たな知見が出たら、道と3町村で対応していく。計画の中止は全体のなかで承認してきているので止める判断は出来ない、何かあったら国が判断する。でたら適切に対応」と応えています。

判断を国や道まかせにしてプルサーマル計画への住民の不安や福島原発周辺住民が避難を余儀なくされている現実をみず、岩内町民や30km周辺も避難対象地域にという後志町村の不安な思いをどのように受け止めているのですか。

現在の原発技術は本質的に未完成で危険なものという認識をお持ちなのか、所見を伺います。

6月9日の報道によれば、道議会産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会で、放射能漏れが起きた東京電力福島第一原発の3号機は、MOX燃料体を使用。MOX燃料の事故に対する影響が判明するまで、泊原発3号機の作業を凍結するべきではとの質問に、北電が泊原発3号機で計画しているプルサーマル発電に遅れが生じた場合の影響について「ウラン燃料を確保すれば3号機の運転は可能」として、道内の電力供給には当面、支障が出ないと応えています。

またその後、北電副社長との非公開会合ではプルサーマル発電に向けた手続きを急ぐ必要があるのかとの声が与野党双方から出されたと報道されています。

伝えられる原発事故の惨状が答弁に反映していると思われませんが日頃、原発の運転は「安全確保に万全を期すこと」と表明している上岡町長は、危険な放射能を出し続け、事故処理の見通しも立てられないこの時期に東京電力からプルトニウムを購入してまで申請する北電に対しプルサーマル計画は再検討、計画の中止を表明するべきではありませんか。

原子力事故を踏まえた緊急対応を行った北電に対して住民不安の解消のためにも、きちんとした住民への説明の場を設定させるべきではありませんか。

東日本大震災の現況から泊原発も原子力事故を踏まえた対応をしていますが、津波対策など応急の措置で地震対策など発電所の立地に関する根本的な対応が遅れています。

福島原発の事故後原子力委員会は保安院に対して全国の原子力発電所周辺の断層や地質の再評価をするよう指示。今回の指示を受けて電力各社は原発などの安全性に影響しないと考えていた活断層や特殊な地形なども、主に文献調査などから検証し直すとなりました。

北電は4月29日原子力安全・保安院より指示を受け5月31日までに報告をまとめていますが安全性に影響しないと考えていた活断層や特殊な地形などすべてを検証したのですか。

泊原発の沖15kmの海底に、60～70kmの海底活断層がある可能性の高いことが、東洋大学・渡辺満久教授チームによって指摘され北電は活断層自体を否定していましたが、報告では泊発電所周辺において既往の調査に基づき活動性を否定している断層、変異地形、リニアメント等に関する情報を整理した。その内容は耐震設計上考慮していない断層に対する評価（敷地周辺・近傍の断層など）として24カ所をあげその中に沖合15kmの積丹半島西部の海成段丘が含まれています。原特委の中でも断層を認めましたが今まで存在すること自体を否定していたのになぜ一変して認めることになったのですか。

積丹半島西部の海成段丘の調査方法は。

調査した結果が「段丘面に北西への系統的な隆起傾向は認められない」との総合評価ですが東洋大学・渡辺満久教授チームの調査報告との違いは地元住民の大きな不安です。

調べた方法、ボーリング調査、地表地質踏査、ピット調査の場所を明示するとともに、調査資料の公開、調べに当たった会社等の公表は調査結果に責任を持つうで当然の事と思いますがいかがですか。

北電の調査に基づき保安院も調べていますが同じ場所を調べたのですか。

沖合15kmに60から70kmの活断層はマグニチュード7.5以上規模の地震が予測されるならば評価の違いを検証すべく公開で説明するなど住民不安の解消のためにも道・4町村が働きかけて検討の場を設定するべきではありませんか。

報告では原子力発電所敷地内にも11箇所の断層、最も長いもので1000m以上あると明記。北電は耐震設計上考慮していない断層と報告していますが、原子力発電所敷地内に11箇所の断層の安全だという根拠はなんですか。

原子力安全委員会は、「東北地方太平洋沖地震以降の地震活動において、東北地方から関東地方等で、従来、地震活動のほとんど観測されていなかった場所においても、東北地方太平洋沖地震の発生により誘発されたと考えられる地震活動が活発になってきていることを踏まえ」追加調査を指示している。敷地内に断層がある泊原発は問題があると言わざるを得ませんがどのように受け止めていますか。

か。

6月7日、原発連が北電本社へ泊原発縮小・撤廃。プルサーマル計画中止の申し入れを行いました。北電は福島のような事象が起きても、安全対策を講じており、国もそれを妥当と認めているので大丈夫と述べ、引き続き原発・プルサーマルを推進していくと発言しています。福島の事故を踏まえた真摯な姿勢ではなく緊急安全対策が国に認められたことを理由に原発もプルサーマルも進めるという北電の姿勢と町長の姿勢は不安を抱える道民や周辺住民の思いにまったく立っていません。

運転から20年、経年劣化が心配される2号機、定検で配管にキズが発見された1号機は23年が経過しています。安全性が確認されない原発は縮小・撤廃へ。

MOX燃料を使う危険なプルサーマル計画は中止を求めます。原発への依存から脱却し再生可能な自然エネルギーへの転化をすべきと思いますが所見を伺います。

## 【答 弁】

### 町 長：

大田議員からは、4点にわたるご質問であります。

順次、お答えいたします。

1点めは、原子力安全・保安院への北電の報告について、13項目にわたるご質問であります。

1項めは、プルサーマル計画について、町民や後志町村の不安な思いをどのように受けとめているのかとの、ご質問であります。

福島第一原子力発電所事故を契機として、後志町村会では、5月11日、泊発電所の安全性の確保に係り、北海道に対しては、「安全性の確保」「防災指針の抜本的な見直し」「避難・アクセス道路の確保」「説明責任」および「風評被害の防止」の5項目、北電に対しては、「安全性の確保」「説明責任」および「風評被害の防止」の3項目について要望を行ったところであります。

この中では、プルサーマル計画について、具体的に言及されてはおりませんが、このような取り組みも踏まえ、原子力発電所に対する地域住民の不安感については十分に理解できるところであり、今後、泊発電所の立地地域の首長として、より一層の安全・安心の確保のため、各種の取り組みを進めて参る所存であります。

2項めは、現在の原発技術に対する私の認識についてであります。何よりも安全が確保されるべき原子力発電所において、放射性物質が広範囲に放出され、多くの住民の方が避難を余儀なくされる、厳しい状況に至っていることにつきましては、万が一にもあってはならないことであります。

この点では、この度の国の緊急安全対策にもありますように、津波対策や過酷事故対策については、不十分であったとの認識を持っております。

何れにしましても、福島第一原子力発電所の事故について、早期に事故原因の究明を進め、課題の抽出を図っていくことが、原子力発電に係る各種の技術力向上には不可欠と考えております。

3項めは、泊発電所3号機のプルサーマル計画についてであります。

今回、事故のありました福島第一原子力発電所3号機にはMOX燃料が使用されておりますが、事故の詳細が明らかになっていない現時点においては、

MOX燃料の使用がどのような影響を及ぼしているのかが明らかになっていないところであります。

町といたしましては、今後、国の検証委員会において、福島第一発電所の事故においてMOX燃料の使用がどのように影響していたかの検証がなされるものと考えており、その結果によりましては、北海道や岩宇3町村と連携し、適切に対応して参りたいと考えております。

4項めは、緊急対応について、北電は住民への説明の場を設定するべきではとのご質問であります。

北電では、泊発電所の緊急安全対策について、パンフレットの作成、あるいは、6月18日、19日の両日、午前と午後のコースに分けて計4回、地元4町村の住民を対象とした説明・視察会を開催するなど、情報提供に努めているものと考えております。

しかしながら、今般の状況を踏まえれば、継続的に、正確かつ分かりやすい形で、積極的な情報提供が求められているところであり、町といたしましても、緊急安全対策を含めた各種情報について、北電はもとより、国に対しても、住民への説明の場を設定するよう要望しているところであります。

5項めは、活断層や特殊な地形の検証についてであります。

ご質問にもありますように、この度の原子力安全・保安院の指示については、東北地方太平洋沖地震の発生に伴って、大きな地殻変動が観測されたことから、既に原子炉設置者等が調査を行っている断層、変位地形、リニアメント等に係り、耐震設計上、考慮する活断層ではないと評価された断層等についても、報告を求められたものであります。

したがいまして、これに伴う検証につきましては、これ迄に実施されている泊発電所の耐震安全評価の調査結果から、必要な情報の検討を行ったものと承知しております。

6項めと7項めは関連がございますので、併せてお答えいたします。

積丹半島西部の海成段丘についてであります。

今回、原子力安全・保安院の指示により、既往の調査結果に基づき耐震設計上、考慮する活断層ではないと評価した断層等の中で、ご質問の海成段丘については、「陸の断層等」「海の断層等」および「その他」の3つに分類された内の、その他の「積丹半島西部の海成段丘」として評価されたものと承知しております。

次に、調査方法については、文献調査、地形調査、地表地質踏査、ボーリング調査およびピット調査であります。

8項めは、調査結果の公表についてであります。

ご質問にある調査項目のうち、調査会社名以外の主要な内容につきましては、北電が国に報告し、適宜、専門的な委員会が開催され、この際の説明資料および検討内容とも、国のホームページにて公開されているところであります。

ただ、北電に確認したところ、調査会社名については、「契約上の理由から、お答えできない」とのことです。

9項めは、原子力安全・保安院の調査についてであります。

原子力安全・保安院が実施した現地調査については、泊発電所の耐震安全性評価の内容確認作業の一環として実施されたものであり、泊村から神恵内村付近までの約12万5千年前に形成された海成段丘等に関する北電の評価について、露頭観察等を行ったものと承知しております。

10項めは、耐震安全性評価の公開での検討の場の設定についてであります。

泊発電所の耐震安全性評価については、現在、国の専門的な委員会において、その内容の妥当性を確認中であることから、推移を注視しながら、町として適切な対応をして参りたいと考えております。

11項めと12項めは関連がありますので、併せてお答えいたします。

発電所敷地内の断層に係る安全性および東北地方太平洋沖地震の影響についてであります。

発電所敷地内の断層につきましては、文献において活断層の存在が指摘されている断層や、変動地形として抽出されている断層はなく、加えて、北電では、ボーリング調査、試掘抗調査およびトレンチ調査を行い、その活動性について評価を行った結果からも、「耐震設計審査指針」に照らし、約12万～13万年前の後期更新世以降の活動は認められないとの理由から、「原子力発電所の安全性に影響を与えるものではない」と評価されたものと承知しております。

次に、敷地内断層への東北地方太平洋沖地震の影響につきましては、泊発電所周辺では地殻変動の影響は小さく、地震活動も特に顕著な兆候は見られないことから、影響はないと伺っているところであります。

13項めは、今後のエネルギー政策についての私の所見についてであります。

日本のエネルギー政策は、従来から多様性を確保すべきとして、ベスト・ミックスの重要性に言及しており、特に、再生可能エネルギーについては、今後果たし得る役割や重要性が高まり、技術革新も進むものと考えております。

しかしながら、少なくとも現時点においては、エネルギー安定供給の確保の観点から、原子力発電が果たす役割に変わりはないものとの認識を持っております。

## < 再 質 問 >

再質問を行います。

原発問題に関しては、北海道新聞加盟の日本世論調査会が11日、12日国内54基の原発について、直ちに全て廃炉にする。定期検査に入ったものから廃炉にする。

電力需給に応じて廃炉を進めるとした人が82%に昇り、現状維持の14%を大きく上回っております。

事故ニュースを聞いて感じたことは、国の原子力安全規制の体制が信頼できないが59%と、国や電力会社の情報が信頼できない51%と報告されております。

こうした世論調査の結果などを踏まえて、より一層の住民の安全安心の確保のためには原発の縮小、撤廃へと進むべきではありませんか。

もう一つ、緊急安全対策について説明をしているということですが、6月18日、19日両日の説明、また視察会には何名が参加しておりますか、お伺いいたします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1点目は、原子力発電所に関し2項目のご質問であります。

1項めは、原発縮小、撤廃へとすすむべきではないかのご質問であります。

エネルギー政策につきましては、国全体のエネルギーの需要を見据えた観点から、福島第1原子力発電所の事故を踏まえ見直しが検討されつつあります。

基本的には、これまでの原子力エネルギー、化石エネルギーに自然エネルギーと省エネルギーを加え4つの柱にするとされておりまして。

私といたしましても先にお答えしたとおり、現時点においては、エネルギー安定供給の確保の観点から、原子力発電所の果たす役割に変わりはないものと考えております。

2項目は、泊発電所の緊急安全対策に係る地元4町村の住民を対象とした説明、視察会の参加人数についてのご質問でありますが、6月18日午前のコース10名。午後のコース5名。6月19日午前のコース4名。午後のコース4名で計23名の参加があったと伺っております。

### < 再々質問 >

原発問題について。

説明会への参加が23名で十分な住民説明が行われているとは思われません。

北電は住民説明会の場を設定するよう重ねて求めます。

2機の原発を抱える福島県双葉町では、固定資産税が多い年で歳入の半分を占めました。しかし、固定資産税は年々減少し、過大な公共事業のつけと施設運営費で財政難になっております。

07年には実質公債比率30.1%。全国ワースト6位。09年度までに全国初の原発立地自治体で財政健全化団体に転落しています。

震災後、町役場ごと避難先を埼玉県加須市の旧騎西高校跡地に移しました。

双葉町町議は日本地図から双葉町がなくなってしまうんじゃないかと不安な想いを口にしております。

泊原発から直線で5kmに位置する岩内町は人ごとではありません。現在の原発技術は本質的に未完成で、危険なものです。保安院の緊急指示に基づく対策は、津波対策が中心で、地震による対策は明らかになっておりません。二度と悲惨な事故を繰り返さないため安全性が確認されない原発は縮小、撤廃へ。原発への依存から脱却し、再生可能な自然エネルギーへの転化を選択すべき道と指摘しております。

## 2 地域防災について

3月11日に起きた東日本大震災は被害者12万人を超え、死者15,462名を出す未曾有の大災害となりました。

地震により引き起こされた15mを超える津波は町を押し流し、引き波で町を崩壊させ、いまだに7,750名の行方不明者の捜索がつづいています。

押し寄せてくる津波の驚異は映像とともに多くの町民の目にも焼き付き津波対策が急がれます。

北海道新聞4月13日の報道によれば、東日本大震災と同じ規模の津波が道内を襲った場合、沿岸部にある道内81市町村のうち17市町村の庁舎が大きな被害を受け、役場機能が失われる危険性があることが、北大大学院文学研究科の橋本雄一教授の分析で分かりました。

「国土地理院が公表している被災地の航空写真や標高などの地理情報を基に、岩手県大船渡市など約20地点の被害状況を分析。その結果、標高5m以下で海岸から700m以内の地域に建物の流出や倒壊などの壊滅的被害が集中していたとしています。

この条件を道内にあてはめると、後志管内では古平町、岩内町が対象になると指摘されました。

町の退避場所は原子力発電所での放射能漏れに対する町のコンクリート屋内退避集合場所で津波を考慮されていない退避計画です。

岩内町防災会議で津波避難計画 地域防災計画はいつ作成されたのか。

防災会議は定期的に行われているのか。

会議では岩内町地域防災計画を作成し及びその実施を推進することとあるが計画作成後見直しなどおこなわれたのか。

東日本大震災後、津波対策では根本的な見直しが必要と思いますが会議の予定はありますか。

北海道による津波ハザードマップが作成され 6つの想定地震に伴う津波を対象に、津波シミュレーション結果から選定した市町村ごとに影響の大きい3つの想定津波について被害想定を実施し、被害想定項目は、「建物被害」、「人的被害」、「道路被害」、「ライフライン被害」としています。

岩内町の被害想定はどのようになっていますか。

津波の高さは何mで想定されていますか。

建物の全壊・半壊・床上浸水・床下浸水は何mで被害想定軒数は。

人的被害、冬季・夏季ではどのようにシミュレーションをしているのか。

この道がおこなった津波被害想定は北大橋本教授の分析と比較して町はどのように受け止めているのか。

避難場所から想定すると標高5m以下で海岸から700m以内の地域の庁舎が被害を受けることとした場合津波の対象となる地域はどこまでを想定していますか。

御崎の住民が避難する老人福祉センター。清住の住民が避難する働く婦人の家。大和、万代、大浜の住民が避難する文化センターは、建物の流出や倒壊などの壊滅的被害が集中すると指摘された地域に入るのではありませんか。

御崎の住民が避難する西保育所や相生、野東住民が避難する第2中学校は野東川流域にあり津波が遡上した場合、同じような被害が生まれるのではありませんか。

相生の住民が避難する中央保育所は役場庁舎より低地にあり園児の安全を守るためにはここも適さないと思いますがいかがですか。

災害救助法に基づく救助においては、要援護者に対して特別な配慮をする避難所を「福祉避難所」として位置つけていますが特別な配慮とは何か。

福祉避難所として指定される施設はどのような施設ですか。

ここに避難できる対象者はどのような人ですか。

町に該当する建物はありますか。

被災した多くの庁舎には住民基本台帳など、自治体が持つ重要情報を喪失した

ため不明者の確認も出来ない状況が生まれています。

こうした災害に備え重要書類のバックアップなどの対策はどうなっていますか。  
災害時要援護者名簿の策定は進んでいますか。

福祉避難所などこうした計画は策定されていますか。

老人福祉センター、働く婦人の家、文化センターなど津波に向かって避難する計画設定は根本的に見直さなければ住民の命は守れません。

要援護者などの避難場所としての「福祉避難所」の対策なども急がれます。

町として新たなハザードマップを作成し、住民周知をおこない地域防災を徹底することなど早急に行うべきだと思いますがいかがですか。

## 【答 弁】

### 町 長：

2点目は、地域防災について、20項目にわたるご質問であります。

1項めは、岩内町防災会議における地震防災計画編の作成時期についてであります。

災害対策基本法の規定では、市町村防災会議は、国の防災基本計画に基づき、当該市町村の区域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと定めております。

岩内町地域防災計画のうち、地震防災計画編につきましては、この規定に基づき、平成7年11月に開催した岩内町防災会議において1回目の審議をいただき、その後、北海道知事に対し協議を行い、平成8年5月異議のない旨の回答を得た上で、防災会議において正式決定し、同月に発行しております。

2項めの防災会議の開催状況についてと、3項めの防災計画作成後の見直しについてであります。町では、災害対策基本法の規定に基づき、毎年計画に検討を加える必要があることから、検討を行い、計画の修正が必要となった場合には、これまでも、必要に応じ防災会議を開催し、必要な見直しを実施してきております。

4項めは、東日本大震災による津波対策の根本的な見直しに伴う防災会議の開催予定についてであります。

今回の東日本大震災を受け、現在、国の機関である中央防災会議では、津波対策に係る全般的な審議を行うため、4月27日に専門調査会を設置しております。

この調査会においては、今回の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震動推定・被害想定のある方や、地震・津波対策の方向性等について検討し、本年の秋頃までに取りまとめを行い、防災基本計画の見直し方針等を示すこととしております。

一方、北海道における地域防災計画については、災害対策基本法の規定により、国等が作成した防災基本計画及び防災業務計画と矛盾・抵触するものであってはならないと定められており、さらに、市町村計画においても同様に、都道府県が定める地域防災計画と矛盾・抵触するものであってはならない旨、定められております。

したがって、岩内町地域防災計画の地震防災計画編等につきましては、国及び道の防災計画等と見直しにあわせて必要となってくるものと考えてお



りますが、その見直しの時期及び内容については、国の中央防災会議での知見や検討状況とも関係してくることから、これらの動向を注視しながら、岩内町防災会議を開催し、対応して参りたいと考えております。

5項めは、北海道の津波ハザードマップによる、津波の高さの想定についてであります。

平成22年に北海道が作成した津波シミュレーションでは、北海道周辺を震源域とする6つの地震による津波を想定津波とし、市町村ごとに影響の大きい3つの津波を選定しシミュレーションが行われております。

岩内町への想定津波では、北海道北西沖の沖側と沿岸側における地震及び北海道南西沖地震となっており、岩内港における最大遡上高は、3.98mであります。

6項めは、建物の全壊・半壊・床上浸水・床下浸水の高さと被害想定件数についてであります。

先ほどの3つの津波想定のうち、被害想定が最大となる津波は北海道南西沖地震であります。この津波想定として、防波堤・海岸堤防・防潮堤・河川堤防などの施設機能が失われたと想定したケースによる、木造建物への津波最大浸水深では、全壊が、2m以上で19棟、半壊が、1mから2mで35棟、床上浸水が、50cmから1mで107棟、床下浸水が、50cm以下で404棟となっております。

7項めは、冬季及び夏季における人的被害のシミュレーションについてであります。6項めでお答えしました、北海道南西沖地震により、施設機能が失われた場合と同じ想定では、冬季では、死者数5人、重傷者数3人、中等傷者数6人となっており、また、夏季では、死者数9人、重傷者数5人、中等傷者数12人となっております。

8項めは、北海道が行った津波被害想定と、北海道大学大学院の橋本教授による分析との比較についてであります。

北海道が行った津波シミュレーションにおける基礎データとしては、地表部分では、都市計画図や港湾・漁港・等高線などを用いており、さらに、海底地形の等高線データを加味しております。

一方、北大大学院教授の分析では、地理情報システムと基盤地図情報を用いた分析となっております。

したがって、両者における基礎データの違いから、それぞれのシミュレーション又は、分析の結果となったものと判断しておりますが、町としては、本年度、北海道が行う津波浸水予測図の作成により、今後、詳細なデータが町に対し提供されるものと考えております。

9項めは、標高5m以下で、海岸から700m以内とした場合の津波被害の対象地域についてであります。

ご質問の高さ及び距離では、地区別では、万代、大和、御崎地区の全域と、東山及び宮園を除く他の地区では一部が、対象地域となっております。

10項めから12項めまでにつきましては、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

平成22年に作成・配付いたしました、岩内町防災マップでは、14の公共施設を記載しておりますが、このうち、岩内地方文化センター、老人福祉センター及び西保育所の3施設については、標高5m以下となっております。

この3施設を含めた、町の避難施設のあり方につきましては、想定する地震の発生箇所・規模などによる津波高の想定により、今後見直しが必要となるものと考えておりますが、その作業においては、国の中央防災会議での知見や北海道が作成する津波シミュレーションにおける提供データなどを基礎としながら、十分な検討を行って参りたいと考えております。

なお、ご質問にあります、働く婦人の家、第二中学校、中央保育所の標高につきましては、それぞれ、5.8m、10.0m、8.4mとなっております。

13項めから16項めまで、及び19項めにつきましては、福祉避難所について関連がありますので、あわせてお答えいたします。

福祉避難所につきましては、災害時における避難者のうち、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、特別の配慮が必要となる、いわゆる災害時要援護者について、その健康面および精神面に大きな影響を及ぼさないよう、特別な配慮を兼ね備えた二次的な避難場所として位置付けられております。

この「特別な配慮」の具体例としては、相談にあたる介助員等の配置や、ポータブルトイレ等の設備および日常生活上支援に必要な介護用品や歩行器の整備などが挙げられ、また、避難所施設には災害時要援護者の利用に適することが求められることから、指定施設としては社会福祉施設やバリアフリー化された施設などが挙げられます。

本町におきましても、災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るため、本年3月24日に開催した岩内町防災会議において、町の指定避難施設としております小学校3校、中学校2校および高等学校1校の計6校の学校施設について、保健室をはじめ、災害時要援護者をケアするスペースが充分確保できるとの考えから、これらを福祉避難所としても指定したところであり、現在、町の地域防災計画に盛り込むべく、道との協議を進めているところであります。

17項めは、住民基本台帳等重要情報のバックアップ対策についてであります。

現在町では、住民基本台帳について、総合行政情報システムの一部として、コンピューターにより管理しており、日々の住民記録の異動のほか、国民健康保険や選挙、税、公営住宅などの情報を一括して本システムにより管理しております。

このシステム内における情報のバックアップについては、2種類のバックアップを行っており、その一つは、コンピューターのメインサーバーのトラブルに対処するため、予備サーバーを設置し、毎日の勤務時間終了後、自動的に、メインサーバーのデータを予備サーバーに保存することとしております。

さらに、地震等により、メイン及び予備のサーバーが使用不能となった場合の備えとして、メインサーバー内の情報をテープに保存し、耐火金庫に保管することとしております。

また、住民基本台帳ネットワークシステムでは、住民記録のうち、氏名、性別、生年月日及び住所の4情報について、住民基本台帳ネットワークにより、市区町村、都道府県及び国において、情報を個別に管理・運用していることから、万が一の事態においては、このシステムを活用し、住民状況を把握・整理するためのデータを作成することとしております。

18項めは、災害時要援護者名簿の策定状況についてであります。

災害時要援護者への支援につきましては、その支援体制の確立を図るため、支援を必要とする対象者個々の実状把握と、収集した個人情報支援にいかすための同意調査を実施しており、本年5月末現在の状況は、対象となる要援護者、2,775人のうち、1,245人の調査等を終了し、進捗率では、44.9%となっております。

20項めは、新たなハザードマップの作成と住民周知についてであります。

現在、国においては、今回発生した東日本大震災を契機とし、今後の地震津波対策の方向性等について検討を行い、防災基本計画の見直し方針等を示すこととしております。

また、北海道では、平成16年から平成22年にかけて、将来発生が想定される地震による津波の遡上シミュレーションにより津波浸水予測図を作成し、基礎データ等を沿岸市町村に提供していましたが、今回発生したマグニチュード9クラスの巨大地震には対応していないことから、新たな津波浸水予測図を平成23年度中に作成し、再度、基礎データ等を沿岸市町村に提供することとしております。

したがって、新たな防災マップの作成と住民周知につきましては、これらの検討結果や作成状況を踏まえながら、速やかに対応できるよう取り進めて参ります。

### 3 ゴミ最終処分場の用地について

喜茂別、留産の原野に産業廃棄物処分場の建設が進められ、町が1度も町政執行方針や広報などで町民へ情報公開を行わずにゴーサインを行った町長に住民が反発。処分場建設の情報を知らない町民が怒りの声をあげていると報道されています。

6月6日に行われた社会文教委員会で町長は「岩内地方衛生組合においては、岩内町字敷島内715番地の1、面積75,710平方メートルの町有草地において、現地調査を行った結果、平成27年度の供用開始を目指した次期最終処分場の適地であるとの判断が示され一部事務組合を構成する4町村に対して報告があった」と委員会で報告をしていますが適地であるとの判断に至る説明は地域住民は聞いていません。

報告に対する委員会質問で22年1月。関係団体として、酪農関係者全員、水利権者、JAきょうわ、岩内漁業協同組合に説明したところ「進めるなら良い」という感触を得たと応えていましたが「感触」が適地と判断した根拠となるものですか。

農業者は、調べさせてくれと言うから調べるのに協力した。

漁業者は、以前その話があったときにも反対した。そんな話しは聞いていない公害など出ないようにすると言うけど日内川に流した物が海に流される。何で今のところで検討しないんだなど寝耳に水との声が多く地域住民は処分場には反対です。

こうした住民の思いをどのように受け止めるのですか。

第11回衛生工学シンポジウム2003年11月北海道大学学術交流会館企画セッション倶知安町のごみ行政の状況を西江倶知安町役場環境対策課環境係長が報告して

おります。

その合意行為の中では、受入れのための町民合意、議会承認のための作業が始まった。町内に直接町民からの意見を聞くための場が設けられ、特に議論が活発だったのは、検討委員会と周辺住民との話し合いの場であった。

ごみ広域処理問題検討委員会は、町内全域から公募された10名と町からの委嘱委員10名の20名で構成、開催回数は6回。ごみ処理施設周辺地域住民説明会ごみ処理施設周辺住民18戸と開催回数は7回。町内会長説明会は町内会・自治会103組織、開催回数は2回。清掃審議会は町長の諮問機関で10人、開催回数は7回と公開で検討がなされています。

候補地の決定までには関係自治体、関係機関、有識者、住民代表などからなる検討委員会を立ち上げ、ここで候補地の決定、影響など課題の把握、立地適正エリアマップなどを作成し地域全体を見通す中で候補地選定の方法を確認し、予定候補地の抽出、候補地の比較評価を行い、候補地を絞り込んでいます。

その後、候補地を公表し住民意見の交換会を実施しその後、候補地の決定となるのが手順ではないのですか。

また、この間、検討委員会を公開し、地域住民に開かれた場で、決定までの経緯がわかるように住民の意見が反映されるように最大限配慮して決定されていくものです。

岩内庁舎建設のため住民理解を得るために取った手順はどのようになっていますか。なぜこうした手順が踏まれなかったのですか。

報告では「岩内地方衛生組合においては、最終処分場の施設整備に引き続きじん芥処理場も6年後の平成29年を目途に次期最終処分場と併設して整備する計画を進めていく」としましたが、当初の予定地購入は最終処分場だけで、併設とした場合、土地を提供する町としては目的外になるのではありませんか。

なぜ、併設に変更を認めたのですか。

こうした計画を進めるにあたって庁舎内の関係する部局への対応はどうしていたのか。

草地を使うには土地利用、都市計画、農業・漁業など担当するところに指示を出していると思うがどのような検討、体制を取って来たのですか。

岩内地方衛生組合の報告だけで住民へ判断を迫るのではなく、町民へ検討する資料の提出が必要です。

町民の財産を提供する町として、判断基準・決定した経過の公表を求めますがいかがですか。

候補地の決定までに住民説明会、関係機関との協議は不可欠で、こうしたことを抜きで候補地を決めることがあってはならない事です。

ましてや町長は町政執行方針で「協働への情報の公開と共有化を謳い協働の町づくりを進めるにあたっては情報の共有化が重要であり、このためには情報の公開に併せて、情報の双方向化が前提となる」と表明しています。

あなたの執行方針からみても整合性が取れないのではないですか。

また、施設建設に伴う生活環境影響調査など課題の把握が必要です

本来なら立地適正エリアマップなど候補地選定の方法を確認し、予定候補地の抽出、候補地の比較評価を、検討委員会等のなかで行うものです。

町として住民対応をいつから どのようにしていくと考えているのか。

こうしたことがおこなわれなければ、行政に対する不信を招き、住民も納得できず、候補地の決定はできないと思ういかがですか。

住民と行政が情報を共有しお互いの理解と信頼の元で町づくりを進めるのが「協働の町づくり」であり、最も大切なことを住民不在で進めていると言わざるを得ません。ゴミ処理場や最終処分場は地域の土地利用上、住民の生活に係わりが大きく、時間はかかりますが検討委員会を設置して開かれた場で進めるべきではないのか。

答弁を求めます。

## 【答 弁】

### 町 長：

3点めは、ごみ最終処分場の用地について、10項目にわたるご質問であります。

1項め、4項め、7項めは、候補地の適地判断などについてであります。関連がありますので、あわせてお答えいたします。

ごみ最終処分場の次期予定地につきましては、現在の最終処分場が、平成26年度末には満杯になることから逆算致しますと、平成22年度には、岩内地方衛生組合として候補地を絞った上で、適地かどうかの調査をし、北海道を通じ国にごみ処理基本計画を提出し、その後、国・北海道・岩内地方衛生組合の3者からなる地域計画協議会を経て、平成23年度の後半を目途に交付金の採択をしていただく必要があるとのことであります。

こうしたことを踏まえ、岩内地方衛生組合としては、平成16年度から候補地について岩内町内・外を含め検討を重ねて来たところではありますが、なかなか候補地を決定するまでには至らなかったところでもあります。

最終的には、施設整備事業に要する期間及びその前段の手續期間を勘案しますと、岩内地方衛生組合の組合長でもある私が一定の決断を迫られた状況となり、結果として、現予定地を候補地とした現地調査の実施を受け入れ、岩内地方衛生組合において適地と判断されたところでもあります。

また、一般廃棄物の中間処理施設であるじん芥処理場につきましては、最終処分場と併設して整備する予定であるとのことではありますが、じん芥処理施設の要となるごみ処理の方式、さらには具体的な施設整備の内容等詳細について、現段階では確定されておらず、今後とも継続的な検討が重ねられて行くとのことでもあります。

したがって、今後は本事業の実施に当たり、関係機関はもとより、地域住民への十分な説明が事業者である岩内地方衛生組合において適切に行われるものと考えております。

2項め、3項め、8項め、9項め、10項めは、最終処分場等の整備計画にかかわる地域住民への対応と情報の提供について関連がありますので、あわせてお答えいたします。

地域住民への対応と関連する情報の提供につきましては、事業者において、関係団体や住民の皆さんなどへの十分な説明が行われる予定と伺っておりますが、ご指摘にもありますように、私としても本事業計画の実施には、地域住民及び関係団体の皆さんのご協力とご理解が前提になるものと考えております。

したがって、町としては、岩内地方衛生組合に対し各方面への対応について適切に実施されるよう要請するとともに、町の業務に関連する事項については、岩内地方衛生組合はもとより関係機関とも十分な連携を図り、協

議を進めてまいりたいと考えております。

5 項め、6 項めは、庁舎内関係部局の対応についてであります。この度の最終処分場等の整備計画につきましては、岩内地方衛生組合議会の議決を経て本町に報告されたところであり、本計画の実施に際しては、農業、漁業、土地利用、都市計画、道路計画などはもちろんのこと広範な法的手続等が必要になるものと考えており、岩内地方衛生組合と協議調整しながら適切に対応してまいります。

### < 再 質 問 >

最終処分場については、平成16年度より候補地について、内外を含めて検討してきたということですが、何時どのように検討されてきたのか具体的に伺います。

そして、なかなか候補地が決められなかったのも、組合長である私の判断があったと答えておりますが、岩内町長の立場でもあり、町長の独断で現在の候補地を決定したことになります。岩内町内に候補地を絞るにしても、何故関係自治体、機関、有識者、住民などからなる検討委員会を立ち上げ、そこで必要な検討が行われなかったのかについては答弁がされておられません。

まさに関係住民、団体、町民の頭ごなしに候補地が適地として判断され、提示され、それに対してご理解とご協力をお願いしたいと言われても、反発されるのは当然のことと思われまます。このことが情報公開と共有の基で進められべき協働の町づくりにも全く反する進め方ではないのかという指摘にも全く応えておりません。住民に対して必要な手だてを尽くして進めることこそ、今必要なことであり、検討委員会を設けるべきことを重ねて求めまして、答弁を求めます。

### 【答 弁】

#### 町 長：

2 点目は、ごみ最終処分場について2 項目にわたるご質問であります。

1 項めは候補地の検討についてであります。岩内地方衛生組合からの報告によりますと、平成16年から6 度にわたり、岩内町内外を含め10カ所について、関係町村長及び事務レベルの検討を行ってきたとのことあります。

2 項めは、岩内町長としての決断を下す前に検討委員会等の住民対応及び情報の公開等についてであります。

先ほども答弁いたしました。岩宇4 町村で処理しなければならない一般廃棄物最終処分場は、平成26 年度にも満杯となる予定であり、今後新たな処分場の整備までには、時間の猶予がなく、現地調査の実施を受け入れざるを得ない状況にあったことについては、ご理解いただきたいと存じますし、当然ながら今後の予定として関係団体を初め、地域住民の皆様への説明会を開催することになっており、これが事業の前提となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

### < 再 々 質 問 >

処理場問題は、平成26 年度には処分場が満杯になることから、時間的余裕がないためやむを得ないとしておりますが、納得できるものではありません。

町政執行にかかわる重要な問題であるからこそ、町民や関係者に情報を伝え、

良く検討した上で決定するべきものです。適地と判断するまでの間に、そのことに全力を尽くしてきたとは、決して言えないと思います。このまま進めていくことは町政の将来に禍根を残すことになることを指摘しておきます。

#### 4 地域の公衆衛生施設・銭湯について

公衆浴場確保のための特別措置に関する法律、第1条はこの法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

第4条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないと明記されています。

町長は09年12月、第4回定例会で「公衆浴場の果たす役割、その必要性については十分認識している」としながら町の様々な施策と調整を図りながら慎重に対応と応えていました。

しかし、宮園地域で地域住民や他地域から利用されていました銭湯は経営者の健康上の理由から休止状態になり現在町で銭湯は1軒となっています。

こうした状況を町としてはどのような対策を考えているのですか。

銭湯経営者が経済的にも大変な事業努力をして運営している公衆浴場。公衆浴場確保のための特別措置に関する法律に基づき早急に対策を立てなければ公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与する場が確保できなくなると思いますがいかがですか。

島野B団地は約20世帯が住んでいますが高齢化が進み、移動手段を持っていない老人世帯が多く風呂は「自宅でお湯を沸かし身体を拭くなどしている」「娘のところでもらい湯をしている」「山の温泉に行くにもバスは相生まで行かなければ乗れない」「冬はとても行かれない」など交通の不便さもあり「この地域はいつも継子扱いされている」と町政に対する不満が飛び出します。

東山みどりヶ丘団地でも「身近な銭湯が無くなり山の温泉を利用しているが交通の便が悪く、入浴後、バスを待つ待時間が長いので銭湯のように行かれない」

「巡回バスにあわせるしかなく風呂に行く回数が減った」「風呂をなんとかして欲しい」相生団地では「歩くのが大変で銭湯の回数を半分に減らした」「自分のところに風呂はあるけれど冬は寒くて使えない」「今は自転車で行けるが冬は行かれない」「仕事から帰ってからはバス時間は無いし、やはり身近な風呂が必要」「こんなことなら勝手に風呂をつくっておけば良かった」などの切実な声が出されます。

自分の家に風呂があっても1人住まいの人は銭湯などへ入りに行く事も多く、コミュニティの場としての機能を持つ銭湯は町にとって大切な施設です。

風呂に入りたくても条件が悪く入れない住民のその利用の機会の確保を図り、

公衆衛生の向上及び増進からも速急な対策が迫られていると思うがいかがですか。

余市町では厚生労働省の「先進的事業支援特例交付金」を活用し、廃業した銭湯を障害者と高齢者が就労する社会福祉法人の運営で復活させ事業が進んでいる。

この事業は、小樽四つ葉学園から障害者の自立支援と高齢者の就労の場に役立つ共生型事業施設として進められています。

先進的事業支援特例交付金はどのようなものですか。

交付基準単価はいくらでどのようになっていますか。

こうした先進的事業支援特例交付金を活用、事業を検討し、「住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。」とする公衆浴場確保のための特別措置に関する法律に基づき銭湯の再開、町独自の事業として取り組むべきではありませんか。

答弁を求めます。

## 【答 弁】

### 町 長：

4点めは、地域の公衆衛生施設・銭湯について、5項目にわたるご質問であります。

1項めから3項めまでは、公衆浴場の確保対策について関連がありますので、あわせてお答えいたします。

町内における銭湯の推移については、7年前の平成16年には5軒の銭湯が営業されておりました。

しかし、本年4月に一軒が廃業した結果、これまでに4軒が減少し、現在は一軒だけの営業となっております。

廃業に至る原因としては、経営者の高齢化と後継者の不在、あるいは、近年における生活様式の変化と、これに伴う住民の嗜好の多様化、さらには燃料価格の上昇などの影響が、大きな要因と考えられ、町としても大変憂慮しているところであります。

こうしたことから、町としては、公衆浴場の確保を図るため、これまで銭湯経営者の方々と将来の経営見通しや支援の方法などについて協議の場を設け、営業継続への対策として、助成措置を含む様々な手法についても提案させていただいたところであります。

しかしながら銭湯経営者からは、公的な助成を希望せず、今後とも個々の経営形態を大切にして営業活動を続けたいとの意向が示され、結果的には、町の助成措置についても具体化されなかったところであります。

ただ、ご質問にもありますように、町内には入浴の機会を銭湯に頼らざるを得ない方々の状況も伺っており、町としては、こうした方々のためにも現在、一軒になった銭湯には一年でも長く営業が継続されるよう、これまで以上に相談を受けさせていただくとともに、有益な情報の提供にも積極的に努めてまいりたいと考えているところであります。

4項めは、先進的事業支援 特例交付金は どのようなもので、交付基準単価などはどうなっているかについてであります。

ご質問の、先進的事業支援 特例交付金は、厚生労働省が所管する交付金制度で、その目的としては、高齢者ができる限り、在宅に近い居住環境の中で、生活できるようにするため、及び、介護や福祉、医療等の多様なニーズ



に応じるため、既存施設の改修などに要する経費に対し、国が助成を行うというものであります。

対象となる事業としましては、都市型の軽費老人ホームの整備や、緊急時のショートステイ用個室の整備などのほか、市町村が提案し、全国的にみて先進的であると国が認める事業となっております。

また、交付基準単価などについてであります。交付基準単価とは、個別の事業ごとに、交付金の額を算定する際に使用するもので、平成23年度においては、事業ごとの限度額として、1,000万円から3,000万円の単価が設定されております。

5項めは、先進的事業支援 特例交付金を活用し、公衆浴場確保のための特別措置に関する法律に基づき町の事業として取り組むべきではとのことでもあります。

前段でも申し上げましたとおり、現在一軒の銭湯経営者が懸命に営業活動をされております。

こうした状況のもとで国の交付金を活用し、町が既に廃業した銭湯の再開に向けた事業に取り組むことは、少なからず既存の銭湯経営者の営業活動に影響を及ぼすものと考えられるところであります。

したがいまして、町としては、営業努力をされている経営者がおられる現段階において、町独自の事業計画として取り組む考えはありません。

### < 再 質 問 >

銭湯については、町は既に廃業した銭湯の再開に向けて事業に取り組むことは、少なからず既存の銭湯経営者の営業を及ぼすことから営業努力をされている経営者がいる現段階では、町独自の事業で事業計画は考えていないとしました。

先進的事業特例交付金は、市町村から提案された、全国的にみて先進的な事業に交付する市町村提案型の事業です。こうした交付金を使うなど知恵を絞り、町民の公衆衛生を確保するため、利用者の立場に立って、対策を立てるべきではないのですか。

また、町は日常生活において欠くことのできない施設であるとともに住民の健康の増進等に関し、重要な役割を担っている銭湯など、個人事業者に公衆衛生を任せてきております。

また、公営住宅への風呂の増設など、町は近くの銭湯を利用することを前提に規制をしてきました。町の住宅政策を信頼し、増設もせず住んできた公営住宅など住民への公衆衛生は守らなければなりません。地域で風呂のない住民の不安や公衆浴場の事業者の高齢化なども考慮し、公営住宅に風呂を持たない町の責任で公衆浴場の確保をすることを検討する時期にきているのではないかと。答弁を求めます。

### 【答 弁】 町 長：

3点目は、公衆浴場の施設について、利用者の立場に立った対策を、今から講ずるべきとの2項目にわたるご質問であります。順次お答えいたします。

まず、公衆浴場確保のための特別措置に関する法律第4条に規定する適切な配慮について、先ほどお答え致しましたが、現に1軒の銭湯経営者が懸命

に営業活動をされている時点において、国の交付金を活用し、町の事業として取り組むことが法律の主旨から好ましい対応であるとは考えておりません。

また、これまでの町の住宅政策と関連し、利用者の立場に立った公衆衛生の確保についてありますが、町としては現在の銭湯が可能な限り営業継続されるよう支援することが、現時点における最良の方策と考えているところであります。以上であります。

### **< 再々質問 >**

銭湯問題は、町は銭湯対策を要住民の立場から全く考えておりません。

利用者の不便を継続することが好ましい対応と受け取らざるを得ません。引き続きこの銭湯問題は、関係委員会で取り上げていくことを指摘しておきます。